

問題14 分割承継法人の納税義務の免除の特例 吸収分割

B

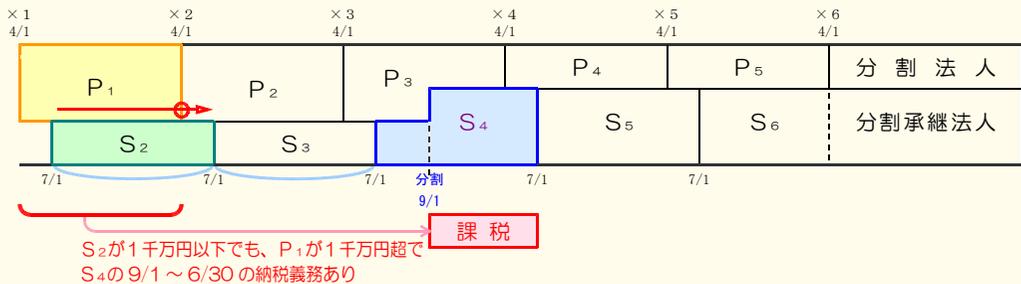
1. 分割事業年度

(法12⑤)

吸収分割があった場合において、分割承継法人のその吸収分割があった日の属する事業年度の基準期間における課税売上高が1千万円以下であるとき、その基準期間に対応する期間における課税売上高（分割法人が2以上ある場合には、いずれかの分割法人に係るその金額）が1千万円を超えるときは、その分割承継法人（注）のその吸収分割があった日の属する事業年度のその吸収分割があった日からその吸収分割があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(注) 課税事業者の選択又は特定期間の課税売上高の特例により納税義務が免除されないものを除く。

【吸収分割のあった年】



基準期間S₂の課税売上高が1千万円以下でも、P₁が1千万円超なら、S₄の9/1～6/30は課税業者となる。

吸収分割事業年度の開始日の2年前の前日から同日以降1年を経過する日までに終了した分割の事業年度

(×3, 7/1)

(×1, 7/1)

(×1, 7/1～×2, 6/30)

P₁

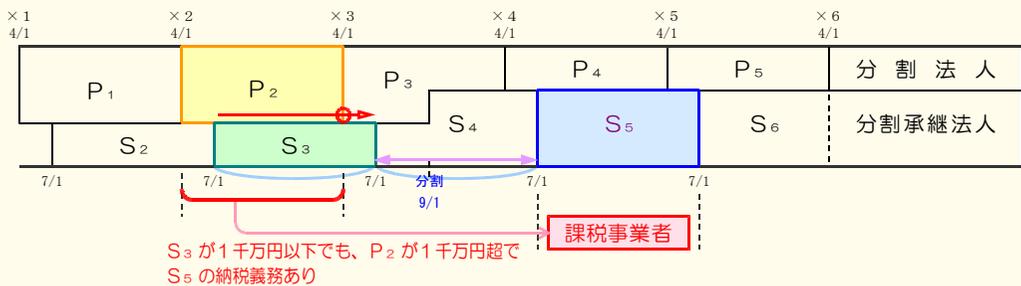
2. 分割事業年度の翌事業年度

(法12⑥)

分割承継法人のその事業年度開始の日の1年前の日の前日からその事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があった場合において、その分割承継法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1千万円以下であるとき、その基準期間に対応する期間における分割法人の課税売上高（分割法人が2以上ある場合には、いずれかの分割法人に係るその金額）が1千万円を超えるときは、その分割承継法人（注）のその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(注) 課税事業者の選択又は特定期間の課税売上高の特例により納税義務が免除されないものを除く。

【吸収分割のあった翌年】



基準期間S₃の課税売上高が1千万円以下でも、P₂が1千万円超なら、S₅は課税業者となる。

分割承継法人のその事業年度開始日の2年前の前日から同日以降1年経過日までに終了した分割法人の事業年度
 (×4.7/1) (×2.7/1) (×2.7/1~×3.6/30) (P₂)

(注1) S₆以降については納税義務の免除の特例の規定はないため、従来通りの判定となる。

(注2) 分割法人については納税義務の免除の特例の規定はないため、従来通りの判定となる。